

# 第1回 鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会

日時：令和5年9月5日（火）  
午後3時30分～午後5時  
場所：かごしま県民交流センター  
中研第1会議室

## 会 次 第

- 1 開会
- 2 挨拶（県子育て・高齢者支援総括監）
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 説明・協議

（会の公開・非公開の決定）

- （1）本県の高齢化等の現状について 資料1
  - （2）県高齢者保健福祉計画（第8期）の概要及び  
現行計画の進捗状況について 資料2
  - （3）県高齢者保健福祉計画（第9期）の骨子（案）について 資料3
  - （4）県高齢者保健福祉計画の目標設定（案）について 資料4
  - （5）県高齢者保健福祉計画作成の体制及び  
見直しスケジュール（案）について 資料5
  - （6）その他
- 6 閉会

[参考資料]

- （1）第8期高齢者保健福祉計画主要関連事業一覧
- （2）R4高齢者実態調査結果
- （3）第9期計画において記載を充実する事項，基本指針の構成について  
（国資料）

第1回鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会 座席表

日時：令和5年9月5日（火）  
 午後3時30分～5時  
 場所：かごしま県民交流センター  
 中研修室第1

出入口	会長				副会長	
	受付	吉村委員				油田委員
		渡邊委員				平名委員
	記者席・傍聴席	上妻委員				田崎委員
		永山委員				石原委員
		黒木委員				柿添委員
	町村会 県医師会 随行者席	有村委員				川上委員
		沼田委員				高橋委員
		今村委員				前田委員
						松元委員
	地域包括ケア 対策監	高齢者生き生き 推進課長	子育て・高齢者支援 総括監	参事 (子育て・高齢者 支援担当)	介護保険室長	
	健康増進課 技術補佐	保健医療福祉課 課長補佐	社会福祉課 地域福祉支援係長	障害福祉課 課長補佐	住宅政策室 住宅企画係長	
	技術補佐	地域包括ケア推進係長	認知症・生活支援係長	生きがい推進係長	施設整備係長	
					室長補佐	
					保険者指導係長	
出入口						

## 鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会委員

委員任期：令和3年7月1日～令和6年3月31日

区 分	所属団体名	役職名	氏 名	備 考
住民代表等	鹿児島県老人クラブ連合会	会長	吉村 敏行	
	鹿児島県民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 正人	
	認知症の人と家族の会 鹿児島県支部	会長	上妻 厚男	
	特定非営利活動法人 地域サポートよしのねぎぼうず	理事長	永山 恵子	
関係団体	鹿児島県医師会	常任理事	黒木 康文	
	鹿児島県歯科医師会	理事	有村 健二	
	鹿児島県薬剤師会	常務理事	沼田 真由美	
	鹿児島県看護協会	専務理事	今村 恵	
	鹿児島県栄養士会	会長	油田 幸子	
	鹿児島県理学療法士協会	会長	平名 章二	
	鹿児島県介護福祉士会	会長	田中 安平	欠席
	鹿児島県社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	田崎 寛二	
	鹿児島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	石原 大吾	
	鹿児島県老人福祉施設協議会	会長	柿添 信義	
	鹿児島県老人保健施設協会	理事	川上 秀一	
鹿児島県介護支援専門員協議会	会長	來仙 隆洋	欠席	
学識経験者	鹿児島国際大学 福祉社会学部	教授	高橋 信行	
	鹿児島純心女子大学 看護栄養学部	教授	田中 みゆき	欠席
行政等	鹿児島県市長会	枕崎市長	前田 祝成	
	鹿児島県町村会	瀬戸内町長	鎌田 愛人	欠席
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	事務局長	松元 祐成	

## 鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会設置要綱

### (設置)

第1条 令和3年3月に作成した鹿児島県高齢者保健福祉計画（鹿児島すこやか長寿プラン2021）の見直しを行い、新たな計画（以下「県計画」という。）を老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の規定に基づき作成するに当たり、また、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定による都道府県計画（介護分）を作成し、又は変更するに当たり、広く保健福祉関係機関・団体等から意見を聴くため、「鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 高齢者の保健・福祉ニーズに関する社会環境の現状と将来予測に関すること。
- (2) 目標年度における保健・福祉サービスの目標量の設定に関すること。
- (3) 保健・福祉サービスの供給体制のあり方に関すること。
- (4) 地域医療介護総合確保基金(介護分)に関すること。
- (5) その他県計画の作成等に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、24名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者の代表者及び関係機関・団体等の代表者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は令和6年3月31日までとする。

### (運営)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

### (専門部会の設置)

第5条 委員会に、より専門的な立場から助言等を得るため、専門部会として計画作成部会及び地域医療介護総合確保基金(介護分)部会を置く。

- 2 県計画の作成等に関する事項については計画作成部会から、また、地域医療介護総合確保基金(介護分)に関する事項については、地域医療介護総合確保基金(介護分)部会から助言等を得ることとする。
- 3 専門部会の委員は、委員会委員及び学識経験者等から知事が委嘱又は任命する。
- 4 専門部会の委員の任期は令和6年3月31日までとする。

### (事務局の設置)

第6条 委員会及び専門部会の事務局をくらし保健福祉部高齢者生き生き推進課に置く。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

## 鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会の会議の公開・非公開の決定について

### 1 会議の公開について

鹿児島県情報公開条例（以下「条例」という。）第25条においては、「実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議を公開するものとする。」と規定されている。

鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」（以下「指針」という。）第2及び同指針の解釈及び運用の規定により「法律又は条例に基づいて設置されたものではないが、その設置目的、構成、機能等から附属機関に類似した機能をもつ懇話会等」に該当する。

なお、前回（令和2年度）の委員会においても、会議を公開している。

### 2 公開・非公開を決定する必要性

会議の公開・非公開の取扱いについては、指針第4及び同指針の解釈及び運用の規定により、「最初の会議において、会議の公開・非公開を一括して決定する」とされている。

### 3 決定する事項

作成委員会の公開・非公開

#### （参考）

- (1) 令和2年度第1回作成委員会においても、委員会の公開・非公開について協議している。（公開で決定）
- (2) 鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）（平成13年4月1日施行）

#### （会議の公開）

第25条 実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議（法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合



## ●本県の高齢化等の推移（生産年齢人口、65歳以上人口のピーク等）



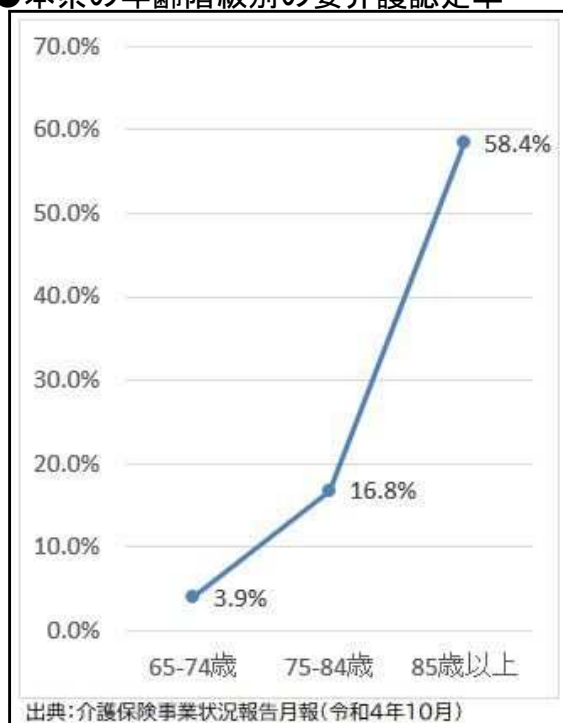
- ・ 高齢者人口（65歳以上）は、2025年にピーク。
- ・ 75歳以上人口は2035年に、85歳以上人口は2040年にピーク。

## ●2040年における各人口の増減率

	2000年比	2020年比
生産年齢人口	▲ 43.1%	▲27.5%
65歳以上人口	+ 25.4%	± 0%
75歳以上人口	+ 81.9%	+22.9%
85歳以上人口	+332.1%	+42.1%

- ・ 65歳以上の高齢者総数は現在と同じ水準のまま、75歳以上人口が約2割、85歳以上人口が約4割増加。
- ・ 生産年齢人口（15～64歳）は、約3割弱の減少。

## ●本県の年齢階級別の要介護認定率

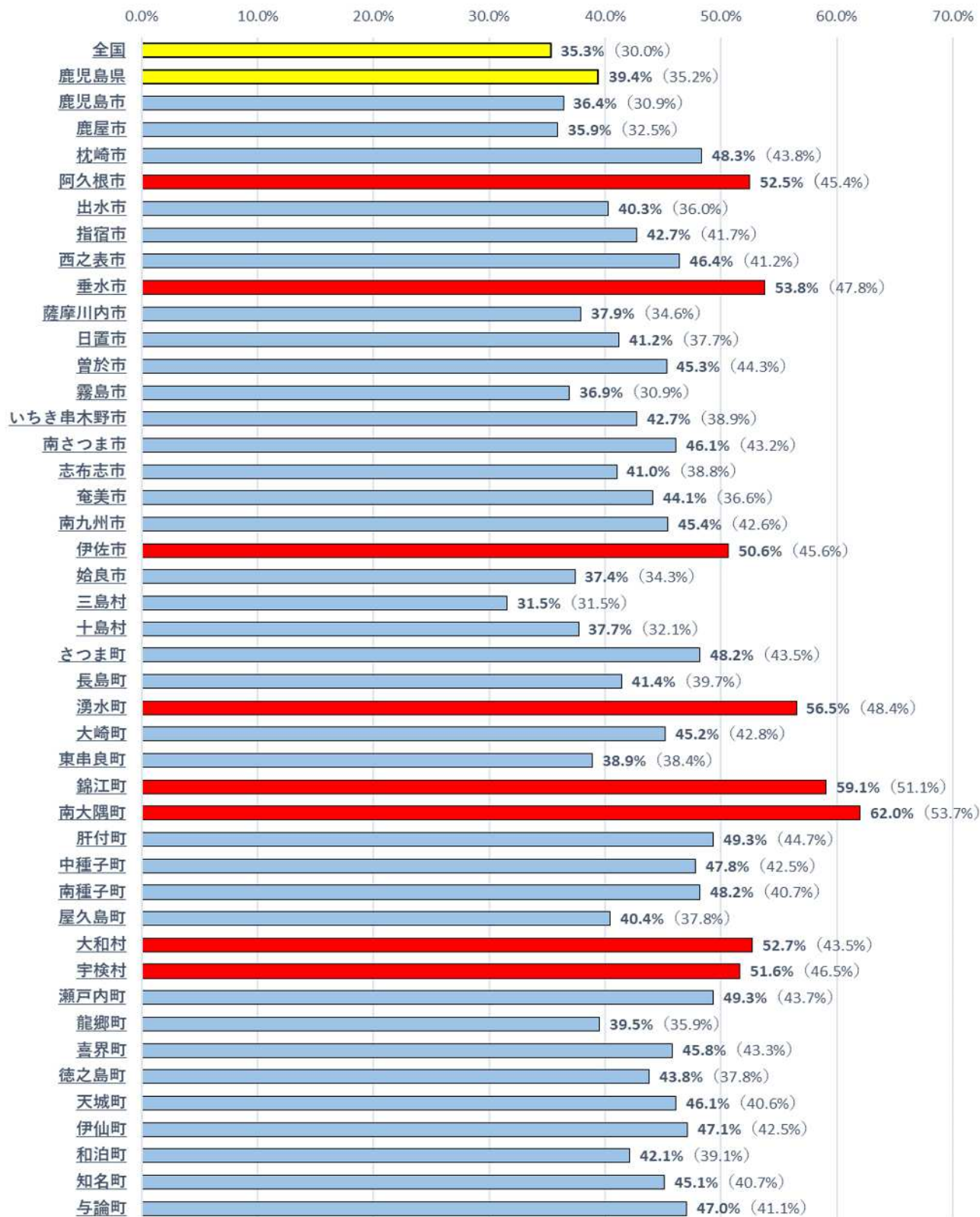


- ・ 65～74歳の前期高齢者は、要介護認定率が低く、介護サービスをあまり必要としない元気な高齢者。
- ・ 75～84歳の後期高齢者は、6人に1人が介護サービスを利用。
- ・ 85歳以上の後期高齢者は、10人に6人が介護サービスを利用し、医療と介護のニーズが急激に高まる。

## 本県各市町村の2040年（令和22年）における高齢化率について

R5.5 高齢者生き生き推進課

※（）内は2025年における高齢化率



(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



## 本県の85歳以上人口のピーク見通し（2045年までの推計）

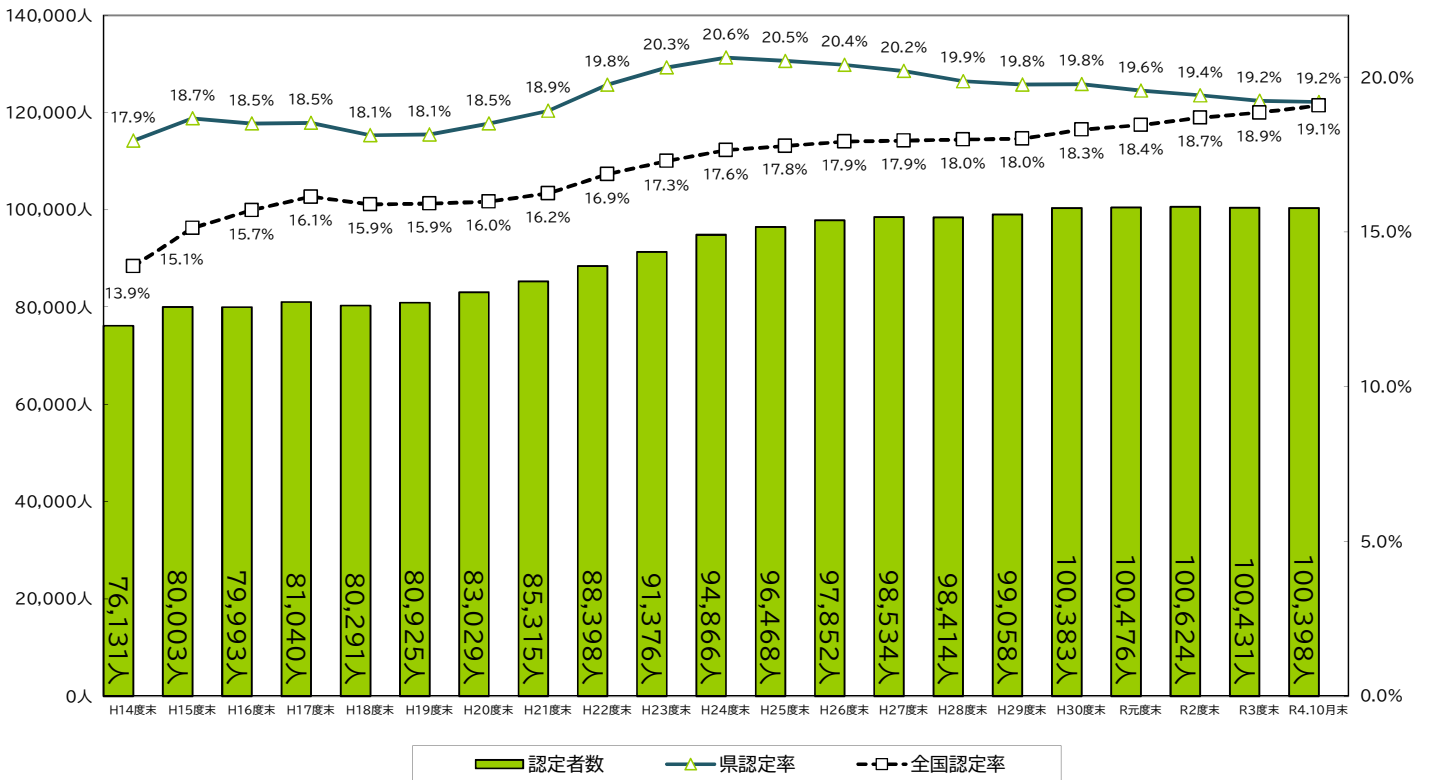
R5.5 高齢者生き生き推進課

2015～2025年			2040年			2045年		
市町村名	人数 (ピーク到達年)	2025/ピーク時	市町村名	人数	2040/2025	市町村名	人数	2045/2025
南さつま市	2,980 (2020)	0.89	全国	10,236,675	1.42	鹿児島市	53,170	1.58
三島村	32 (2020)	0.72	鹿児島県	147,079	1.31	鹿屋市	9,271	1.28
十島村	46 (2025)	1.00	枕崎市	2,093	1.18	日置市	4,628	1.29
さつま町	2,211 (2020)	0.94	阿久根市	1,994	1.01	霧島市	11,013	1.37
東串良町	562 (2020)	0.89	出水市	4,840	1.30	奄美市	3,795	1.31
錦江町	871 (2020)	0.99	指宿市	3,918	1.20	長島町	794	1.04
南大隅町	885 (2020)	0.82	西之表市	1,402	1.12	中種子町	720	1.00
肝付町	1,436 (2020)	0.95	垂水市	1,482	1.10	瀬戸内町	954	1.12
南種子町	439 (2020)	0.94	薩摩川内市	8,311	1.26	龍郷町	597	1.30
大和村	151 (2025)	1.00	曾於市	3,406	1.01	喜界町	742	1.21
宇検村	159 (2015)	0.92	いちき串木野市	2,412	1.22	徳之島町	1,046	1.17
伊仙町	641 (2020)	0.95	志布志市	2,686	1.10	天城町	659	1.13
			南九州市	3,196	1.06	与論町	717	1.30
			伊佐市	2,532	1.04			
			始良市	7,838	1.52			
			湧水町	1,130	1.09			
			大崎町	1,030	1.06			
			屋久島町	1,166	1.30			
			和泊町	678	1.27			
			知名町	510	1.19			

(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

# ●本県の第1号被保険者に占める要介護認定者の推移

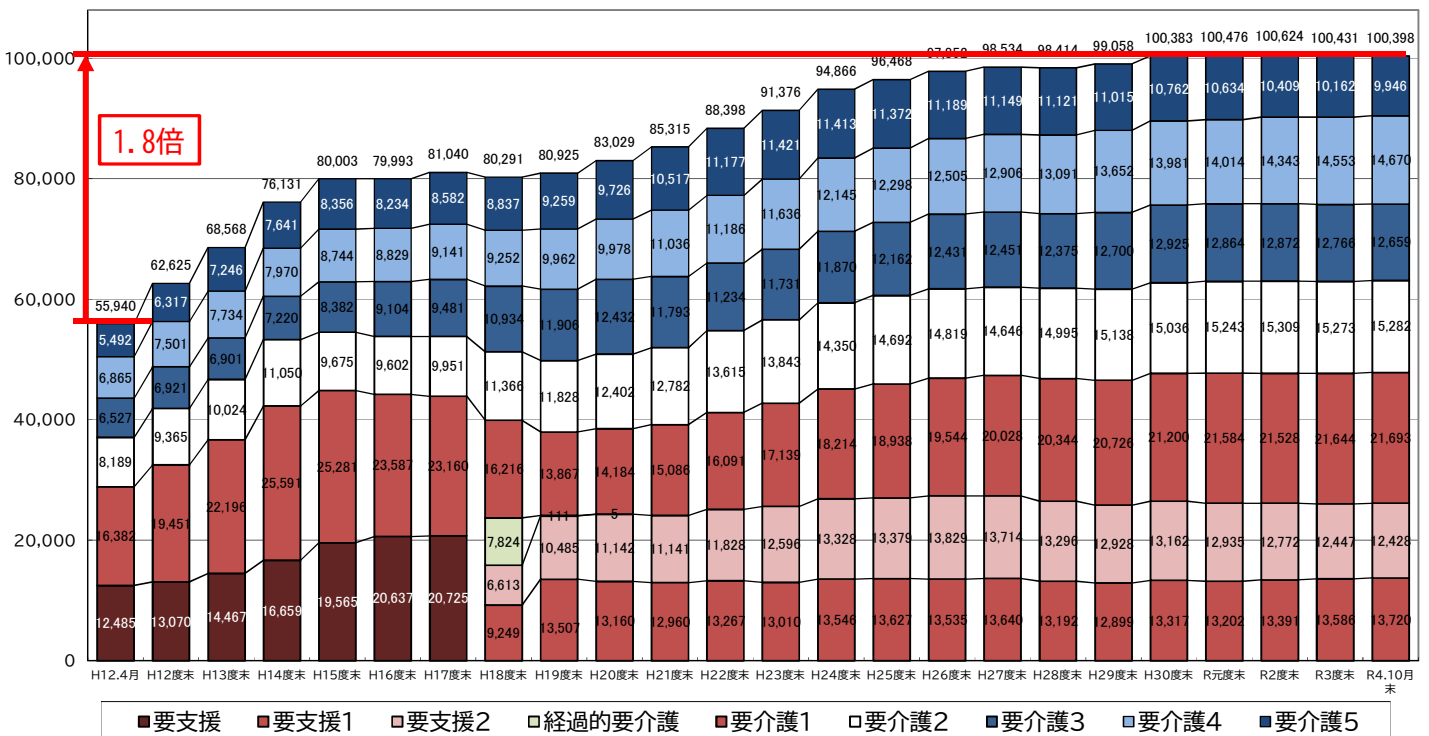
★本県の第1号被保険者の認定率は、全国平均とほぼ同じ水準である。



(出典:介護保険事業状況報告)

# ●本県の介護度別認定者数(第1号被保険者)の推移

★要介護認定者数は、令和4年10月末時点で平成12年4月の約1.8倍となっている。

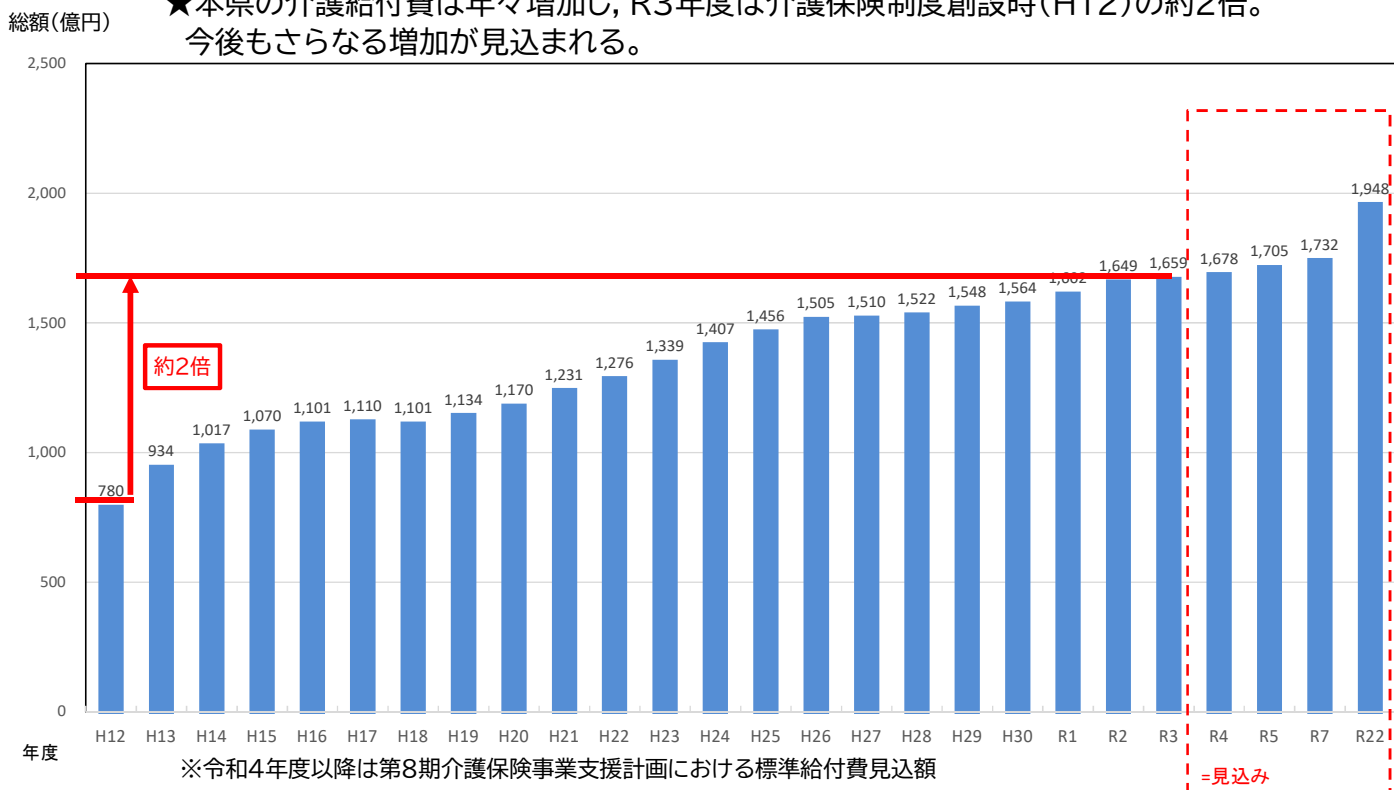


(出典:介護保険事業状況報告)

# ●鹿児島県の介護給付費総額の推移と将来推計

▽介護給付費総額の推移(平成12～令和3年度実績, 令和4年度以降推計)

★本県の介護給付費は年々増加し, R3年度は介護保険制度創設時(H12)の約2倍。  
今後もさらなる増加が見込まれる。



# ●鹿児島県の介護保険料の推移

▽65歳以上が支払う保険料[県平均(月額・加重平均)]

★第8期の1号保険料は第1期の約2倍。また, 市町村間で格差がある。

年度	H12～14 (第1期)	H15～17 (第2期)	H18～20 (第3期)	H21～23 (第4期)	H24～26 (第5期)	H27～29 (第6期)	H30～R2 (第7期)	R3～5 (第8期)
平均月額	3,116円	3,814円	4,120円	4,172円	4,946円	5,719円	6,138円	6,286円
最も高い 保険料月額	3,800円	5,500円	5,800円	5,100円	6,025円	7,300円	7,700円	7,400円
最も低い 保険料月額	2,350円	2,500円	2,800円	2,750円	2,800円	2,800円	4,850円	4,850円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円

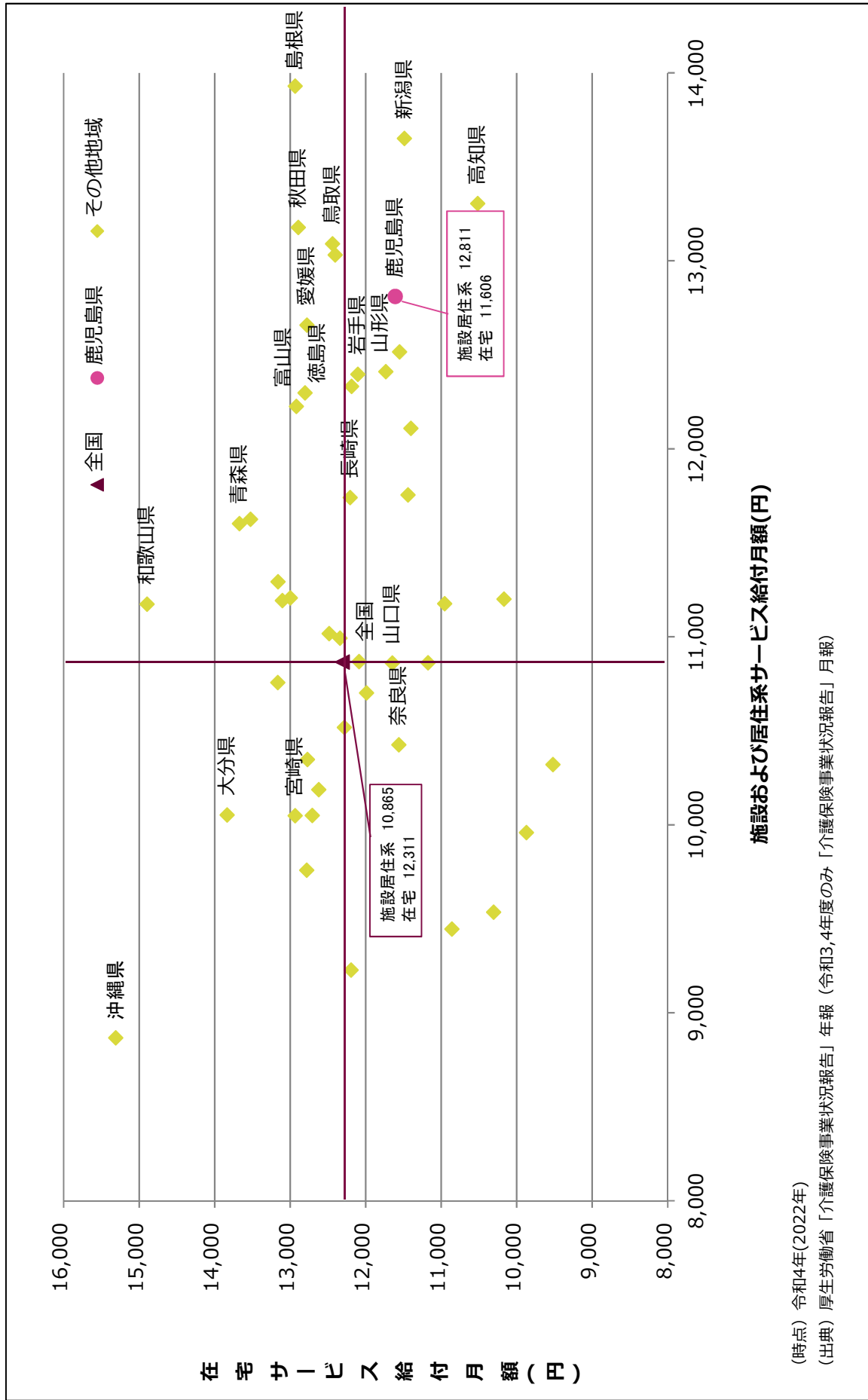


第8期計画期間における各都道府県平均保険料基準額

	第7期保険料 基準額(月額) (前回公表数値)	第8期保険料 基準額(月額)	第8期保険料 基準額(月額) の順位	保険料基準額 の伸び率
	(円)	(円)	(円)	(%)
全国1,571保険者	5,869	6,014		2.5%
大阪府	6,636	6,826	1	2.9%
沖縄県	6,854	6,826	1	▲ 0.4%
青森県	6,588	6,672	3	1.3%
和歌山県	6,538	6,541	4	0.0%
秋田県	6,398	6,487	5	1.4%
徳島県	6,285	6,477	6	3.1%
愛媛県	6,365	6,409	7	0.7%
島根県	6,324	6,379	8	0.9%
鳥取県	6,433	6,355	9	▲ 1.2%
石川県	6,330	6,349	10	0.3%
京都府	6,129	6,328	11	3.2%
新潟県	6,178	6,302	12	2.0%
富山県	6,028	6,301	13	4.5%
鹿児島県	6,138	6,286	14	2.4%
岡山県	6,064	6,271	15	3.4%
長崎県	6,258	6,254	16	▲ 0.1%
福井県	6,074	6,242	17	2.8%
熊本県	6,374	6,240	18	▲ 2.1%
香川県	6,164	6,204	19	0.6%
三重県	6,104	6,174	20	1.1%
群馬県	6,078	6,136	21	1.0%
滋賀県	5,973	6,127	22	2.6%
山形県	6,022	6,110	23	1.5%
福島県	6,061	6,108	24	0.8%
東京都	5,911	6,080	25	2.9%
福岡県	5,996	6,078	26	1.4%
岩手県	5,955	6,033	27	1.3%
神奈川県	5,737	6,028	28	5.1%
兵庫県	5,895	6,001	29	1.8%
広島県	5,961	5,985	30	0.4%
佐賀県	5,961	5,984	31	0.4%
大分県	5,790	5,956	32	2.9%
宮崎県	5,788	5,955	33	2.9%
宮城県	5,799	5,939	34	2.4%
岐阜県	5,766	5,931	35	2.9%
奈良県	5,670	5,851	36	3.2%
高知県	5,691	5,814	37	2.2%
山梨県	5,839	5,783	38	▲ 1.0%
愛知県	5,526	5,732	39	3.7%
北海道	5,617	5,693	40	1.4%
静岡県	5,406	5,681	41	5.1%
栃木県	5,496	5,656	42	2.9%
長野県	5,596	5,623	43	0.5%
茨城県	5,339	5,485	44	2.7%
埼玉県	5,058	5,481	45	8.4%
山口県	5,502	5,446	46	▲ 1.0%
千葉県	5,265	5,385	47	2.3%

※ 端数処理等の関係で、各自治体の公表している額と一致しない場合がある。

【図表】第1号被保険者1人あたりの給付月額（年齢調整後）【全国平均及び他都道府県との比較】



(時点) 令和4年(2022年)  
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ)「介護保険事業状況報告」月報

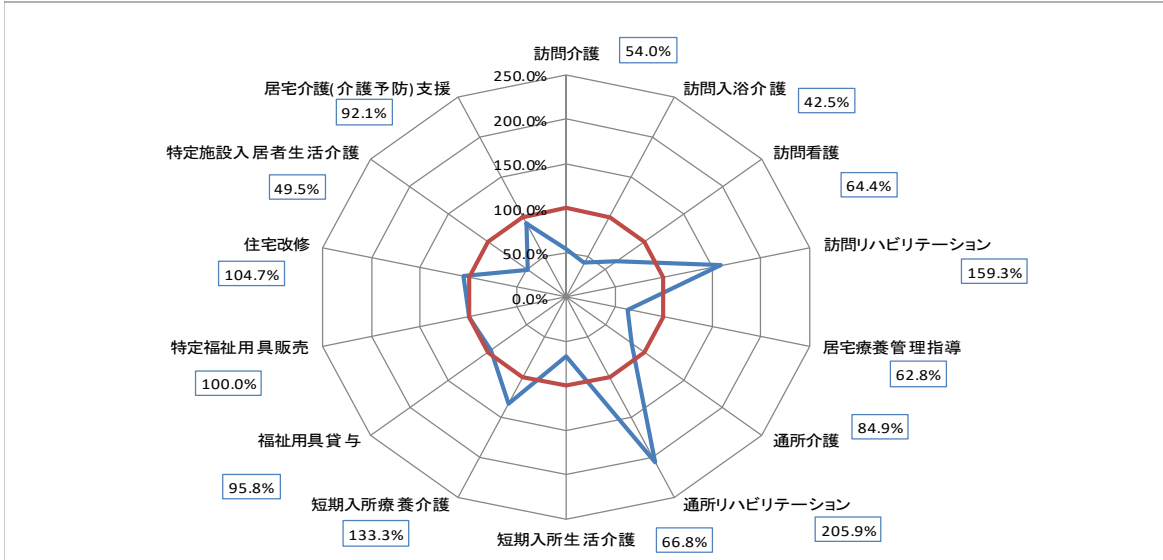
## 第1号被保険者一人あたりの給付月額及び全国との比較

(単位：円)

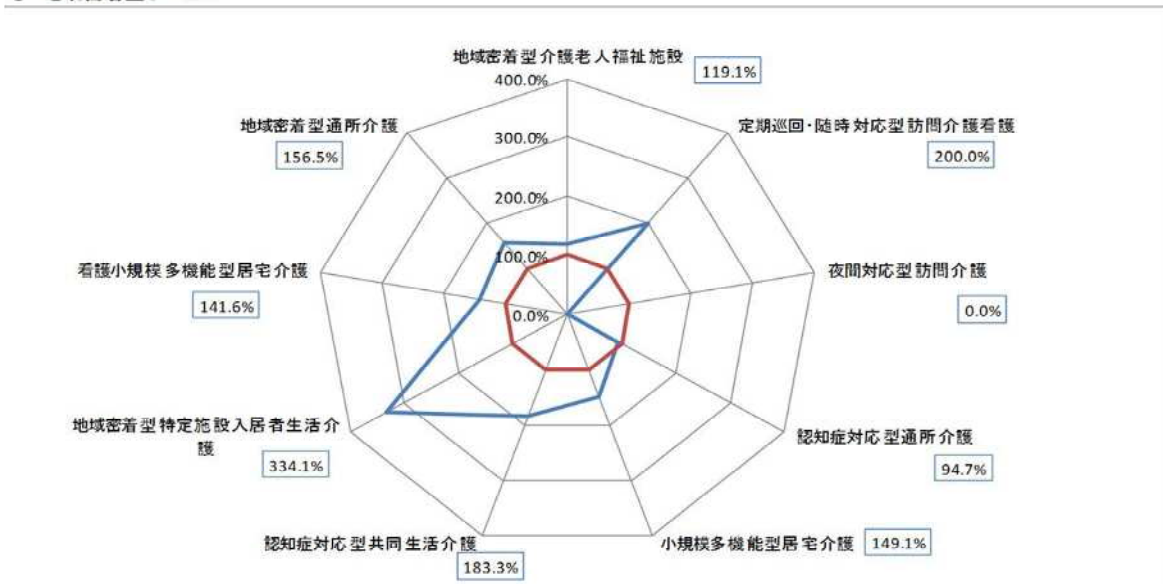
地区	施設および居住系サービス		在宅サービス		合計	順位
	給付月額 (順位)		給付月額 (順位)			
全国	10,865	—	12,311	—	23,176	—
大阪府	9,603	(43)	17,356	(1)	26,959	1
島根県	13,930	(1)	12,932	(12)	26,862	2
秋田県	13,178	(4)	12,891	(14)	26,069	3
和歌山県	11,173	(25)	14,894	(3)	26,067	4
鳥取県	13,090	(5)	12,437	(22)	25,527	5
愛媛県	12,658	(8)	12,777	(17)	25,435	6
岡山県	13,031	(6)	12,403	(23)	25,434	7
青森県	11,602	(19)	13,670	(5)	25,272	8
京都府	11,625	(18)	13,524	(6)	25,149	9
富山県	12,226	(14)	12,918	(13)	25,144	10
新潟県	13,651	(2)	11,485	(37)	25,136	11
徳島県	12,298	(13)	12,802	(15)	25,100	12
福井県	12,332	(12)	12,185	(28)	24,517	13
岩手県	12,396	(11)	12,103	(29)	24,499	14
熊本県	11,293	(20)	13,158	(8)	24,451	15
鹿児島県	12,811	(7)	11,606	(34)	24,417	16
香川県	11,193	(23)	13,102	(9)	24,295	17
東京都	11,207	(21)	12,995	(10)	24,202	18
沖縄県	8,866	(47)	15,308	(2)	24,174	19
山形県	12,410	(10)	11,731	(32)	24,141	20
石川県	12,516	(9)	11,550	(36)	24,066	21
長崎県	11,740	(17)	12,204	(26)	23,944	22
三重県	10,756	(31)	13,161	(7)	23,917	23
大分県	10,052	(38)	13,833	(4)	23,885	24
高知県	13,304	(3)	10,514	(43)	23,818	25
福島県	12,109	(15)	11,401	(39)	23,510	26
広島県	11,017	(26)	12,483	(21)	23,500	27
群馬県	10,992	(27)	12,337	(24)	23,329	28
長野県	11,755	(16)	11,439	(38)	23,194	29
兵庫県	10,347	(35)	12,770	(18)	23,117	30
宮崎県	10,048	(40)	12,933	(11)	22,981	31
福岡県	10,868	(28)	12,085	(30)	22,953	32
山梨県	10,187	(37)	12,618	(20)	22,805	33
佐賀県	10,518	(33)	12,281	(25)	22,799	34
岐阜県	10,050	(39)	12,705	(19)	22,755	35
神奈川県	10,701	(32)	11,988	(31)	22,689	36
滋賀県	9,758	(42)	12,780	(16)	22,538	37
山口県	10,860	(30)	11,647	(33)	22,507	38
宮城県	11,176	(24)	10,951	(41)	22,127	39
静岡県	10,862	(29)	11,173	(40)	22,035	40
奈良県	10,425	(34)	11,559	(35)	21,984	41
愛知県	9,227	(46)	12,190	(27)	21,417	42
北海道	11,200	(22)	10,168	(45)	21,368	43
千葉県	9,445	(45)	10,857	(42)	20,302	44
栃木県	9,535	(44)	10,305	(44)	19,840	45
茨城県	10,320	(36)	9,517	(47)	19,837	46
埼玉県	9,958	(41)	9,871	(46)	19,829	47

【図表5-3-7】サービス種類別第1号被保険者1人当たり支給月額(介護給付と予防給付の合計)  
(全国を100%とした場合の本県の割合)

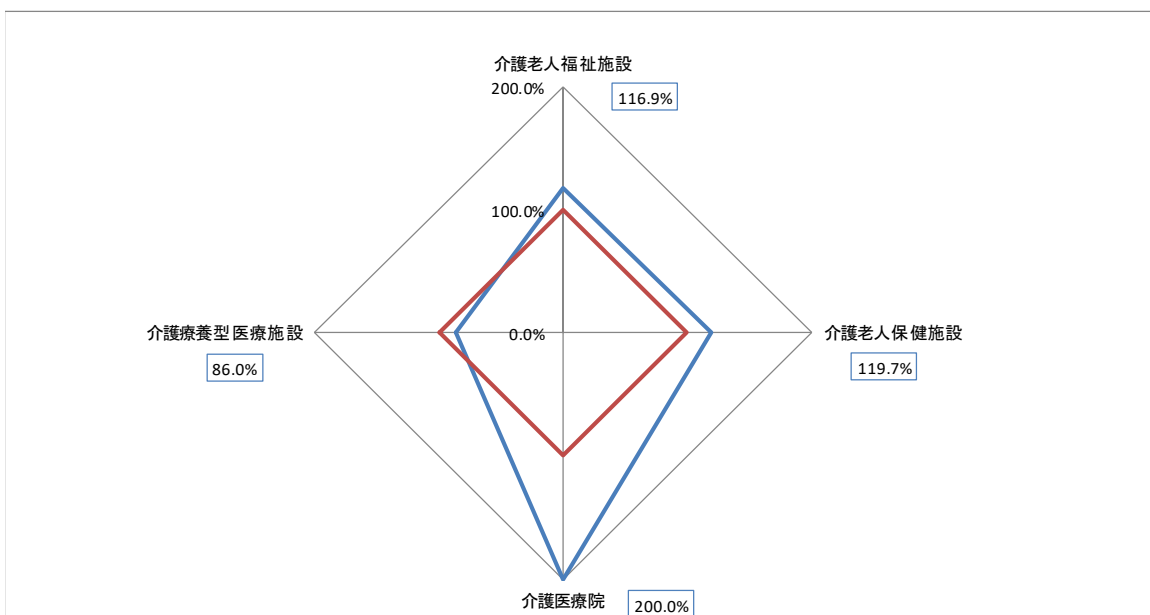
○ 居宅サービス



○ 地域密着型サービス

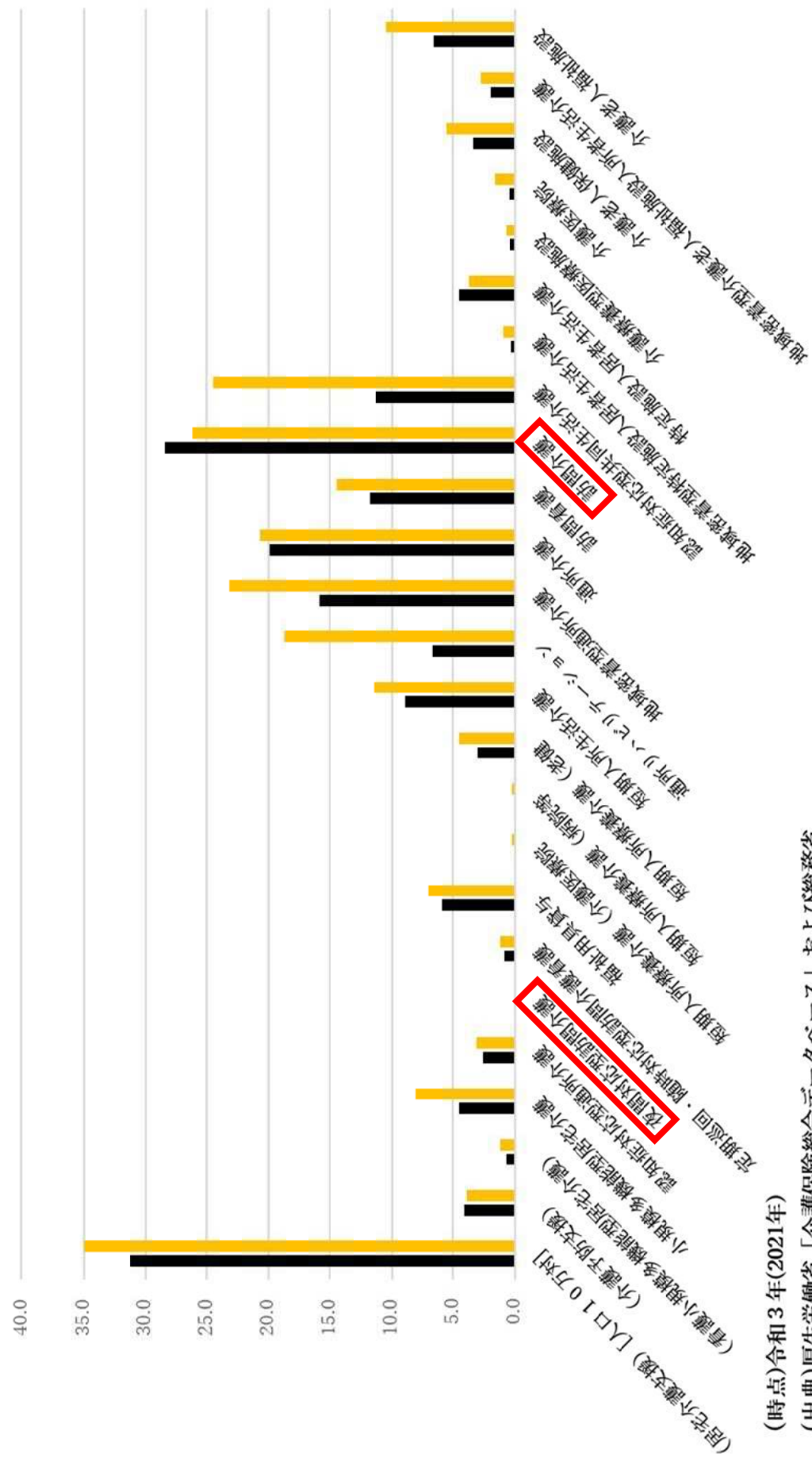


○ 施設サービス



(時点)令和2年(2020年)<出典>厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

### 介護サービス事業者数（人口10万人あたり）の対全国比較



(時点)令和3年(2021年)  
 (出典)厚生労働省「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 ■ 全国 ■ 鹿児島県



## 介護保険施設等の整備状況

### 1 第1号被保険者数

令和4年度：523,052人

(10月末現在) うち、要支援・要介護認定者 100,398人(認定者率19.2%)

### 2 介護保険施設等の整備状況(定員ベース：令和5年4月1日現在)

(単位：床、人、戸)

施設区分	施設数	定員	備考
1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	169	10,244	} 計 214施設 11,339床
2. 地域密着型介護老人福祉施設(29人以下)	45	1,095	
3. 介護老人保健施設	88	6,381	
4. 介護療養型医療施設	6	157	
5. 介護医療院	29	1,186	
6. 認知症高齢者グループホーム	392	5,930	
小計(介護保険サービス提供施設)	729	24,993	(※要介護者の約24.9%)
7. 養護老人ホーム	38	2,185	
8. 有料老人ホーム	382	9,168	
9. 軽費老人ホーム、ケアハウス	37	1,302	
10. サービス付き高齢者住宅	94	2,474	
小計(その他の施設)	551	15,129	
計	1,280	40,122	



# 県高齢者保健福祉計画について

## 1 計画の性格

高齢者の保健・医療・福祉に係る各種施策の基本計画

### 【内容】

- ・高齢化の現状と将来推計及び計画策定の基本理念、政策目標等
- ・介護予防の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進
- ・介護保険制度の適正な運営、介護サービスの質の確保・向上
- ・介護人材の育成・確保 等

## 2 計画の位置付け

老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を高齢者保健福祉計画として一体的に作成し、医療計画との整合、医療費適正化計画等との調和が保たれたものでなくてはならない。

### 【関係法令】

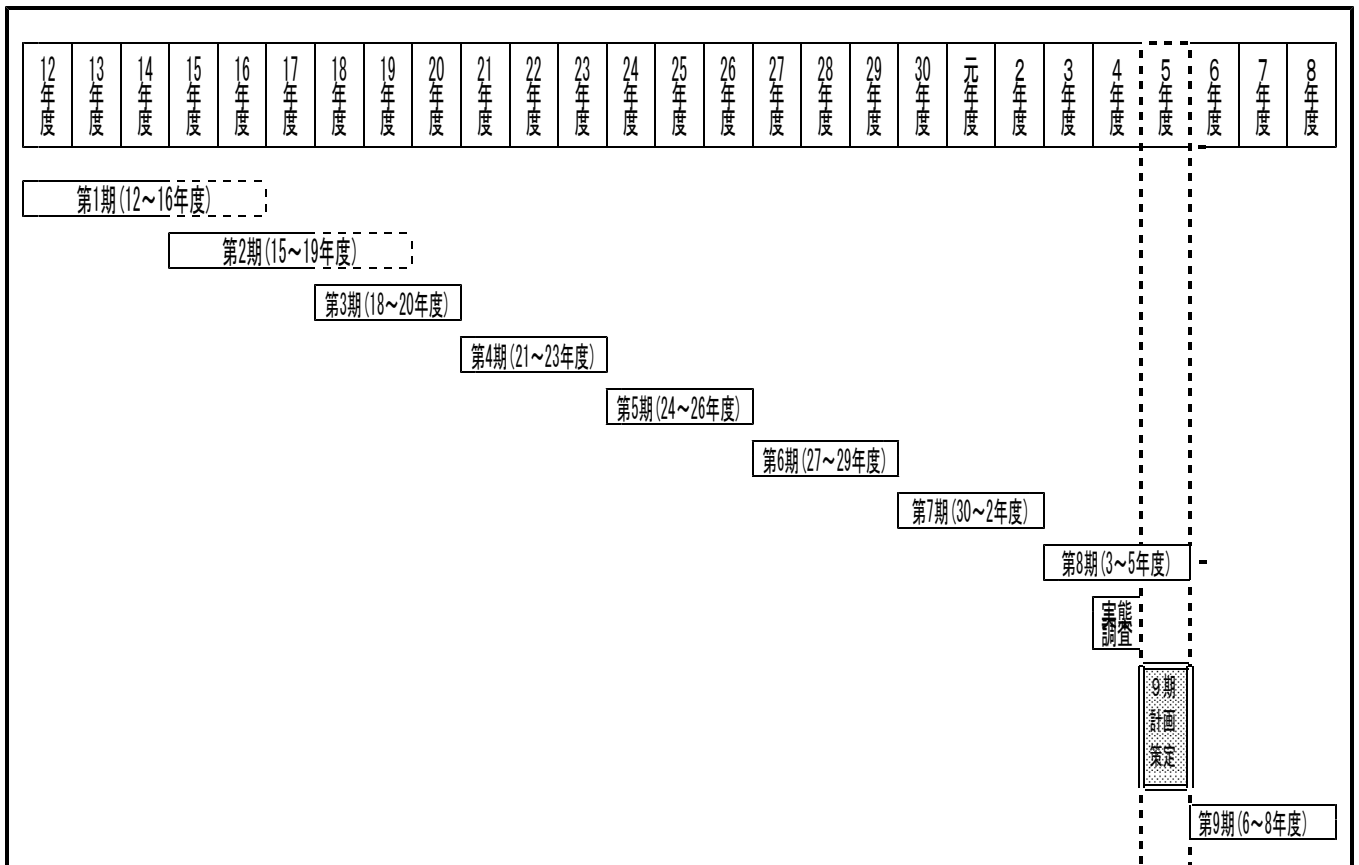
- ・老人福祉法第20条の9（老人福祉計画）
  - ・介護保険法第118条（介護保険事業支援計画）
  - ・医療法第30条の4（医療計画）
  - ・高齢者医療確保法第9条（医療費適正化計画）
  - ・高齢者居住安定確保法第4条（高齢者居住安定確保計画）
  - ・社会福祉法第108条（地域福祉支援計画）
  - ・災害対策基本法第40条（地域防災計画）
  - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条（新型インフルエンザ等対策行動計画）
- 老人福祉計画、介護保険事業支援計画、医療計画は「一体的なものとして作成（整合）」  
 高齢者医療確保法第9条、高齢者居住安定確保法第4条、社会福祉法第108条、災害対策基本法第40条、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条は「など」として「（調和）」される。

## 3 計画の見直し

介護保険法等における見直しの義務付け

第1期及び第2期計画：【5年を1期として3年ごとに見直し】

第3期以降：【3年を1期として3年ごとに見直し】



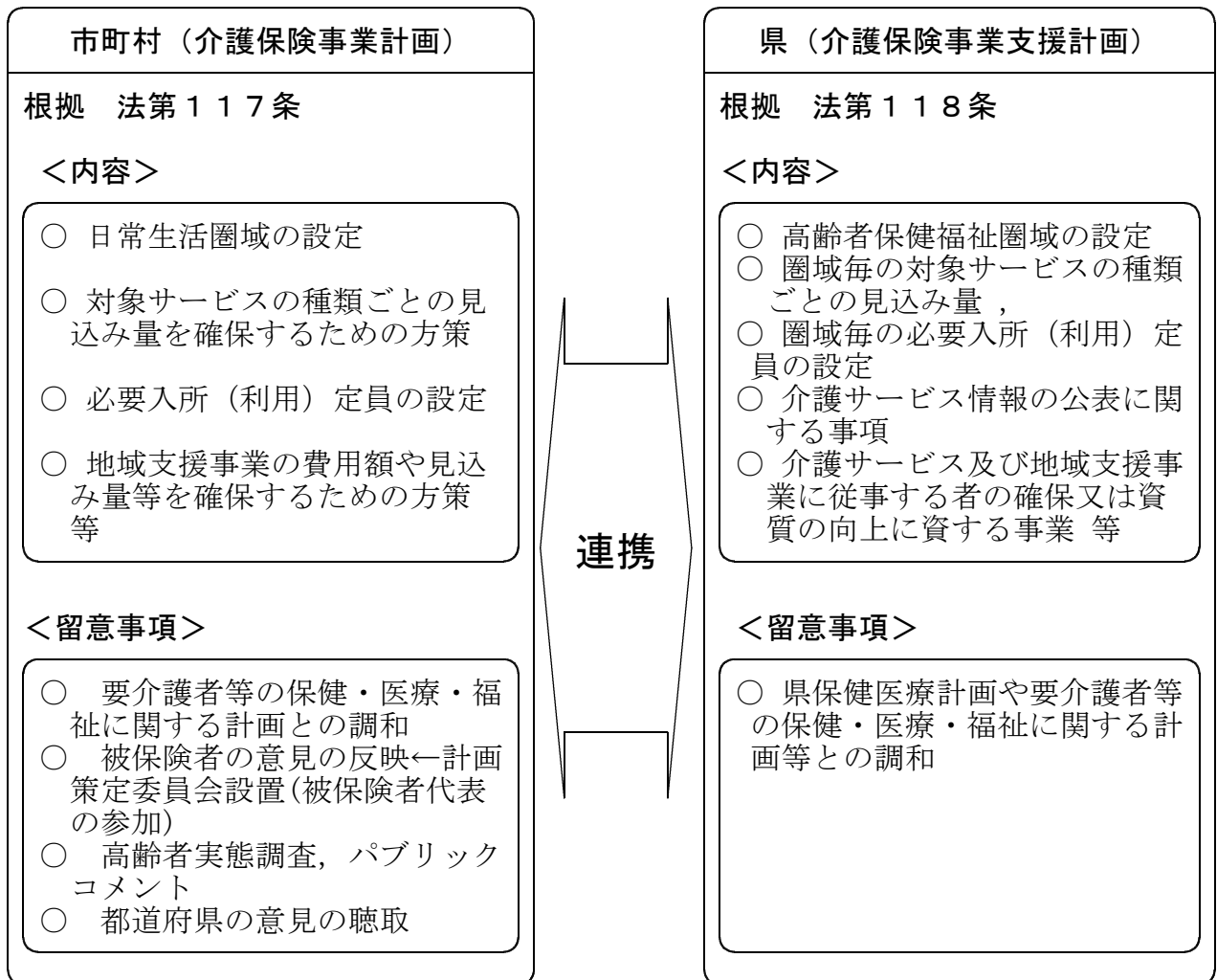
## 介護保険事業（支援）計画について

介護保険事業（支援）計画は、国の「基本方針」に即し、地方自治体が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画。介護保険法では、3年ごとに、3年を1期とする計画の策定が義務付けられており、市町村は計画に基づき、介護保険料を設定。

### 国（基本指針） 介護保険法第116条

介護サービス提供体制の確保，地域支援事業の実施に関する基本的な事項  
市町村介護保険事業計画，都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項  
その他，介護保険給付を円滑に実施するために必要な事項 等

### 国の基本指針に即して作成



基本理念

『心豊かで活力ある長寿社会を目指して』

～高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立し、社会参画しながらかつ尊厳を持って安心して暮らしていただける長寿社会の実現～

計画期間：令和3～5年度(3年間)  
〔第8期〕

高齢者保健福祉圏域：9圏域

政策目標

・生きいきと暮らせる長寿社会づくり  
高齢者が生きがいを持って、すこやかで心豊かに暮らせる地域社会の実現

・安心して暮らせる長寿社会づくり  
いつでも、どこでも、だれでも保健・医療・福祉の総合的なサービスを受けられる地域社会の実現

・支え合って暮らせる長寿社会づくり  
互いに認め合い、助け合い、共に生きる地域社会の実現

重点目標

○健康づくりと社会参加の推進

○地域で高齢者を支える仕組みづくり

施策の内容

計画の目標設定

第1章 健康づくりと社会参加の推進

- 健康づくりの推進
- 各種健診等の推進
- 地域共生社会の実現
- 生きがいづくり・社会参加活動の推進
- 就業・就労対策の推進

第5章 介護給付等対象サービス基盤の充実

- 介護保険制度運営の現状
- 介護保険制度の適正な運営
- 多様な介護サービスの提供
- 介護サービスの質の確保・向上
- 福祉用具・介護技術等の普及
- 介護サービスの種類と量の見込み等
- 介護給付等の適正化の推進

第2章 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組

- 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた体制整備
- 市町村の推進体制の充実
- 介護予防の推進
- 介護保険制度におけるリハビリテーション提供体制の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 日常生活を支援する体制の整備
- 高齢者に適した住環境の形成促進

第6章 高齢者の快適で安全な生活の確保

- 高齢者の住みよいまちづくり
- 高齢者の安全な暮らしづくり

第7章 介護人材の育成・確保

- 介護人材の現状と将来推計
- 介護人材の確保対策の推進
- NPO、ボランティア等の多様な活動の推進
- 県福祉人材・研修センターの充実等

第3章 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保

- 認知症の現状と課題
- 認知症予防の推進
- 認知症の早期診断・早期対応の推進
- 認知症の人やその家族への支援の充実
- 高齢者の権利擁護

第8章 計画の推進対応

- 計画の進行管理
- 関係機関・団体等との連携
- 推進体制の充実

第4章 高齢者医療の適切な推進

- 後期高齢者医療制度の円滑な運用
- 鹿児島県医療費適正化計画の推進

介護サービス見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅サービス	53,939	55,262	56,387
居住系サービス	8,258	8,409	8,484
施設サービス	18,804	19,062	19,250

(単位:人)

《1月当たりの利用者数(R3.3月時点)：各市町村の推計値の計》

項目	目標項目	状況	目標値
市町村の推進体制	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、具体的なサービスの創出や、関係者間において具体的な協議の対応を行っている市町村数	2/市町村	43市町村
介護予防の推進	「週1回以上、毎回運動を実施する」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合 「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	3.7% 10.2%	5% 13%
介護保険制度におけるリハビリテーション提供体制の充実	地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、管内の介護サービス事業所の介護職員等に対し、リハビリ専門職等による助言等を実施している市町村数	15市町村	33市町村
在宅医療・介護連携の推進	訪問看護ステーション利用実人員(高齢者人口1,000人当たり)	15.5人	16.1人
認知症予防の推進	退院調整率 「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	89.4% 10.2%	95% 13%
認知症の人やその家族への支援の充実	認知症相談窓口を知っている県民の割合	65歳以上:61.3% 40～64歳:55.8%	65歳以上:58% 40～64歳:52%
介護給付等の適正化の推進	チームオムレシジンを整備する市町村数 ケアプラン点検実施市町村数	0市町村 39市町村	20市町村 全市町村
介護人材の確保対策の推進	介護職員等処遇改善加算Ⅰの取得割合 介護職員等特定処遇改善加算の取得割合 介護サービス事業所ICT導入支援事業によるICT導入事業所数	74% 54% 86事業所	80% 64% 209事業所

## 鹿児島すこやか長寿プラン2021の進捗状況について(第8期高齢者保健福祉計画の設定目標及び実績)

### 第2章 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組

目標の対応項目		内 容	プラン作成時(R2)	R4実績	目標値	
章 節	項 目					
2	2	市町村の推進体制	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、具体的なサービスの創出や、関係者間において具体的な協議の対応を行っている市町村数	27市町村 (R元)	27 市町村 (R3)	43市町村
2	3	介護予防の推進	「週1回以上、毎回運動を実施する」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	3.7% (R元)	3.6% (R3)	5%
			「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	10.2% (R元)	10% (R3)	13%
			通いの場等に医療専門職等を活用する市町村数	28市町村 (R元)	41市町村 (R3)	43市町村
2	4	介護保険制度におけるリハビリテーション提供体制の充実	地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、管内の介護サービス事業所の介護職員等に対し、リハビリ専門職等による助言等を実施している市町村数	15市町村 (R元)	12市町村 (R3)	33市町村
2	5	在宅医療・介護連携の推進	訪問看護ステーション利用実人員(高齢者人口1,000人当たり)	15.5人 (R元)	17.3人 (R3)	16.1人
			退院調整率	89.4% (R元)	90.1% (R4)	95%

### 第3章 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保

目標の対応項目		内 容	プラン作成時(R2)	R4実績	目標値	
章 節	項 目					
3	2	認知症予防の推進	「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	10.2% (R元)	10.0% (R3)	13%
3	4	認知症の人やその家族への支援の充実	認知症相談窓口を知っている県民の割合	65歳以上:61.3% 40~64歳:55.8% (R元)	65歳以上 58.4% 40~64歳 55.0%	65歳以上:68% 40~64歳:62%
			チームオレンジを整備する市町村数	0市町村 (R元)	8市町村	20市町村

### 第5章 介護給付等対象サービス基盤の充実

目標の対応項目		内 容	プラン作成時(R2)	R4実績	目標値	
章 節	項 目					
5	7	介護給付等の適正化の推進	ケアプラン点検実施市町村数	39市町村 (R元)	39	全市町村
			専門職による住宅改修の施工前点検の体制構築	10市町村 (R元)	27	33市町村

### 第7章 介護人材の育成・確保

目標の対応項目		内 容	プラン作成時(R2)	R4実績	目標値	
章 節	項 目					
7	2	介護人材の確保対策の推進	介護職員等処遇改善加算Ⅰの取得割合	74% (R2.9月)	78%	80%
			介護職員等特定処遇改善加算の取得割合	54% (R2.9月)	61%	64%
			介護サービス事業所ICT導入支援事業によるICT導入事業所数	86事業所 (R2年度導入見込数)	345事業所	200事業所

# 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

## 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

## 見直しのポイント（案）

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効果的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
  - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
  - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 本県において重点的に取り組むべき事項(案)

### 1 介護人材の確保及び生産性向上に資する様々な支援・施策の総合的な推進

#### (1) 介護人材の確保

- ・ 現状においても、介護人材不足を理由として、床数の削減等サービスを制限せざるを得ないなど深刻な介護人材不足に直面している。
- ・ 医療介護のニーズが高まる 85 歳以上の人口がピーク（2020 年比で約 1.4 倍）を迎える 2040 年を見据え、介護人材を確保するため、介護現場における処遇改善，人材育成への支援，職場環境改善による離職防止，外国人材の受入環境の整備などの取組を早急に強化することが必要。

#### (2) 生産性向上

- ・ 介護ロボットの導入や ICT の活用等による生産性向上の取組は、広く域内の介護サービスの情報を把握できる立場にある県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めて行くことが重要。

### 2 医療・介護の連携強化及び訪問介護看護の更なる普及など在宅サービスの充実

#### (1) 保健医療計画における病床の機能分化の動き

→ 介護施設や在宅での受入体制整備の必要性

#### (2) 在宅サービスの充実の必要性

- ・ 本県において、医療介護のニーズが高まる 85 歳以上の人口がピーク（2020 年比で約 1.4 倍）となる 2040 年に向けて、在宅サービスを充実させる必要。
- ・ 具体的には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの更なる普及に向けて、参入や事業継続に向けた支援が必要。

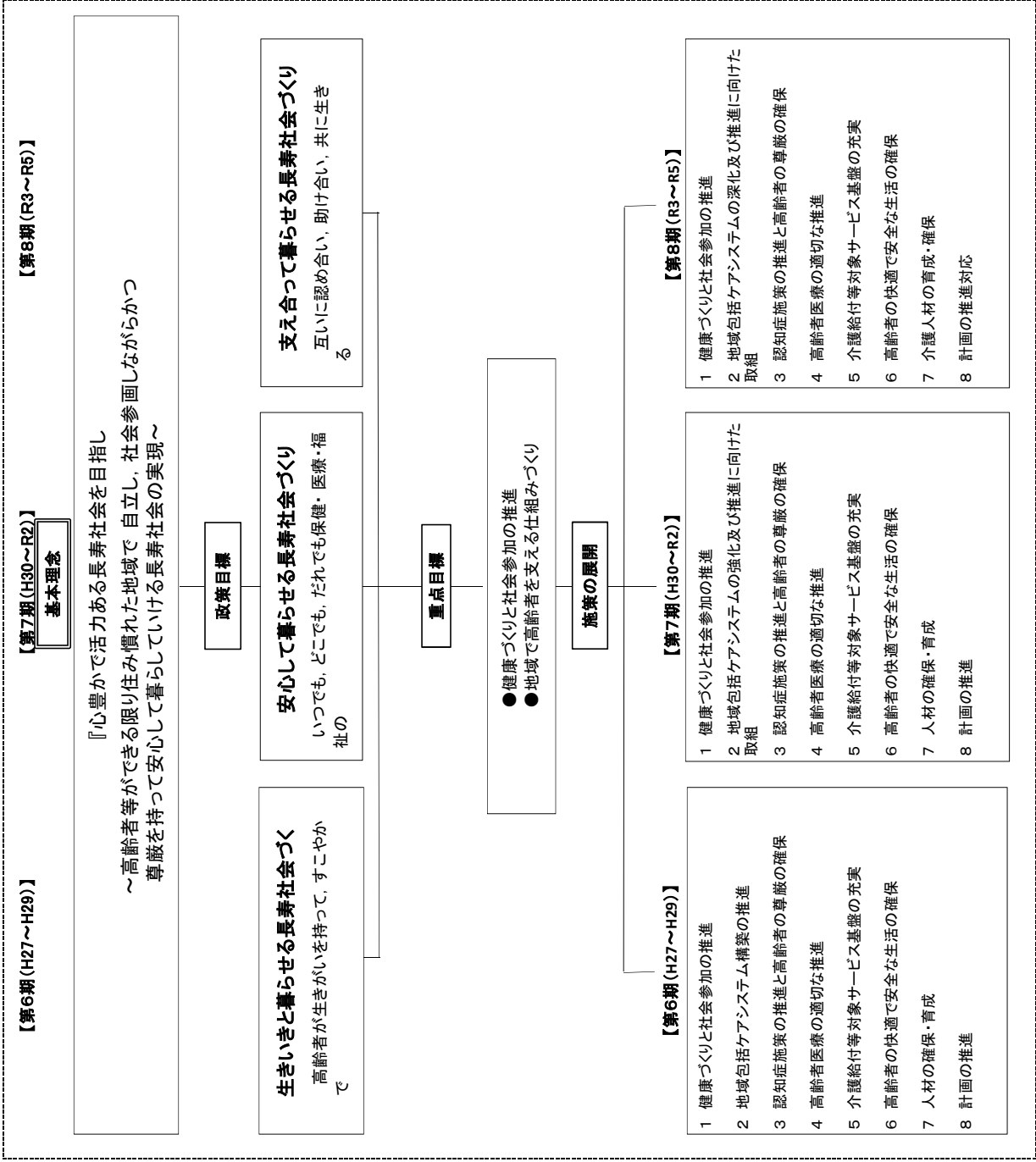
### 3 保険者機能強化による保険給付適正化の推進

市町村等における高齢者の自立支援，重度化防止等の取組に係る実態や課題の把握，関係者との共有，検証，改善といったプロセスを確立し，繰り返し取り組めるよう，地域をデザインする保険者機能を強化することが重要である。  
県としては，こうした市町村の取組を支援していく必要がある。



# 県高齢者保健福祉計画（第6期～第9期）について

第6期～第8期計画における県高齢者保健福祉計画



# 第9期高齢者保健福祉計画 骨子(案)

## 骨子

※ 国の基本指針(案)において記載を充実する事項として示された取組

### ■ 総論 ■

#### 第1章 作成に当たって

##### 第1節 計画作成の趣旨

##### 第2節 計画の性格

##### 第3節 計画の期間

##### 第4節 計画作成の経緯

##### 第5節 高齢者保健福祉圏域の設定

#### 第2章 高齢者の現状と将来推計

##### 第1節 高齢者を取り巻く環境変化と時代潮流

※ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性

##### 第2節 高齢化の現状と将来推計

###### 1 我が国の現状と将来推計

###### 2 本県の現状と将来推計

##### 第3節 高齢者の生活状況

###### 1 一般高齢者(要介護(要支援)認定を受けていない65歳以上)及び若年者(40歳～64歳)の特徴について

###### 2 在宅要介護(要支援)者(介護保険施設入所者を除く要介護(要支援)認定者)の特徴について

### 第3章 計画の基本的な方向

#### 第1節 基本理念

#### 第2節 政策目標

#### 第3節 施策の展開

##### ■重点目標

##### ■主要施策

- 1 健康づくりと社会参加の推進
- 2 地域包括ケアシステムの強化及び推進に向けた取組
- 3 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保
- 4 高齢者医療の適切な推進
- 5 介護給付等対象サービス基盤の充実
- 6 高齢者の快適で安全な生活の確保
- 7 介護人材の育成・確保及び介護現場の生産性向上
- 8 計画の推進

■各論■ ※ 各項目ごとに「現状・課題」と「施策の方向」を記載

第1章 健康づくりと社会参加の推進

第1節 健康づくりの推進

- 1 健康づくりの普及啓発・環境整備の推進
- 2 脳卒中对策の推進
- 3 がん対策の推進
- 4 ロコモティブシンドローム(運動器症候群)対策の推進
- 5 歯科口腔保健の推進
- 6 こころの健康づくり・自殺対策の推進

第2節 各種健診等の推進

- 1 特定健康診査・特定保健指導等の推進
- 2 健康増進事業(健康教育・健康相談・訪問指導)の推進

第3節 地域共生社会の実現

- 1 住民による支え合いや見守りなどの仕組みづくり
- 2 福祉を支える担い手づくり
- 3 複合的な課題等へ対応できる包括的な支援体制の構築

※ 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進

第4節 生きがいづくり・社会参加活動の推進

- 1 すこやか長寿社会運動の推進
- 2 生きがいづくりの推進
- 3 地域づくりへの参加の促進
- 4 老人クラブ活動の促進
- 5 生涯学習の推進
- 6 生涯スポーツの推進
- 7 その他各種生きがいづくり活動への支援

第5節 就業・就労対策の推進

- 1 雇用の促進
- 2 農林漁業における就労促進
  - (1) 農業分野
  - (2) 林業分野
  - (3) 漁業分野
- 3 シルバー人材センターの育成・強化

第2章 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組

第1節 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた体制整備

- 1 高齢者を取り巻く現状等
- 2 地域包括ケアシステムの構築・深化

※ 総合事業の充実化に集中的に取り組む必要性

## 第2節 市町村の推進体制の充実

- ※ 地域包括ケアシステムの構築状況の点検
- ※ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保等

## 第3節 介護予防の推進

- 1 介護予防に関する高齢者を取り巻く現状
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

## 第4節 介護保険制度におけるリハビリテーション提供体制の充実

## 第5節 在宅医療・介護連携の推進

- 1 在宅医療・介護連携の体制構築
- 2 日常の療養支援
- 3 入退院支援
- 4 看取り
- 5 急変時の対応

## 第6節 日常生活を支援する体制の整備

- 1 見守り・支え合い体制づくり
- 2 高齢者の互助活動等への参加
- 3 生活支援の仕組みづくり

## 第7節 高齢者に適した住環境の形成促進

- 1 養護老人ホーム
- 2 軽費老人ホーム
- 3 有料老人ホーム
- 4 サービス付き高齢者向け住宅等

- ※ 地域共生社会の実現という観点から住まいと生活の一体的支援の重要性

# 第3章 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保

## 第1節 認知症の現状と課題

- 1 認知症高齢者等の数について
- 2 本県の認知症の人等を取り巻く現状
- 3 認知症施策の課題
- 4 本県の認知症施策

## 第2節 認知症予防の推進

- 1 健康づくり・社会参加

## 第3節 認知症の早期診断・早期対応の推進

- 1 早期診断・早期対応の体制構築
- 2 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

## 第4節 認知症の人とその家族への支援の充実

- 1 認知症に関する理解促進と普及啓発
- 2 地域における支援体制の充実・強化
- 3 若年性認知症の人への支援

第5節 高齢者の権利擁護

- 1 高齢者虐待防止の推進
  - ※ 虐待防止の一層の推進
- 2 成年後見制度等の利用促進

第4章 高齢者医療の適切な推進

第1節 後期高齢者医療制度の円滑な運用

第2節 鹿児島県医療費適正化計画の推進

- 1 県民の健康の保持の推進
- 2 医療の効率的な提供の推進
  - ※ 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保, 医療・介護の連携強化

第5章 介護給付等対象サービス基盤の充実

第1節 介護保険制度運営の現状

第2節 介護保険制度の適正な運営

- 1 公平・公正な要介護(要支援)認定の確保
- 2 第1号被保険者の保険料
- ※ 3 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための、評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
  - ※ 高齢者の自立支援, 重度化防止等の取組の充実
  - ※ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- 4 県介護保険財政安定化基金の運営
- 5 介護保険制度に対する理解の促進

第3節 多様な介護サービスの提供

- 1 介護サービス事業所の指定状況
- 2 介護サービスの利用状況
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業
- 4 中重度者等の在宅生活を支える複合的在宅サービス等の基盤と家族介護者支援【拡充】
  - ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等地域密着サービスの更なる普及
  - ※ ヤングケアラーを含む家族介護者の支援
- 5 離島等におけるサービス確保
- 6 利用者及び介護者の満足度等

第4節 介護サービスの質の確保・向上

- 1 介護サービスの提供に係る質の向上
  - ※ 介護現場の安全性の確保, リスクマネジメントの推進
- 2 介護サービス情報の公表制度の推進
- 3 福祉サービス第三者評価事業等の推進

## 骨子

### 第5節 福祉用具・介護技術等の普及

#### 第6節 介護サービスの種類と量の見込み等

- 1 市町村計画を踏まえたサービスの見込量等
  - 介護サービス見込量
  - 必要入所(利用)定員総数の設定
- 2 県保健医療計画との整合性の確保
- 3 長期入院精神障害者の地域生活移行への対応

#### 第7節 介護給付等の適正化の推進

- ※ 給付適正化事業の取組重点化等
- ※ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組

## 第6章 高齢者の快適で安全な生活の確保

### 第1節 高齢者の住みよいまちづくり

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 交通手段の確保

### 第2節 高齢者の安全な暮らしづくり

- 1 交通事故防止対策等の推進
- 2 消費者被害の未然防止
- 3 要援護高齢者対策の推進
- 4 防犯対策の推進
- 5 防災対策の推進及び災害時における高齢者等の要配慮者に対する安全の確保
- 6 感染症対策の推進及び発生時の支援体制の整備

## 第7章 介護人材の育成・確保及び介護現場の生産性向上 ←【追加】

### 第1節 介護人材の現状と将来推計

#### 第2節 介護人材の確保対策の推進及び介護現場の生産性向上 ←【追加】

- 1 参入促進
- 2 資質向上
  - ※ ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
  - ※ 財務状況の見える化
- 3 労働環境・処遇の改善等
  - ※ ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 4 介護現場の業務の効率化
  - ※ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策(DX推進等)の総合的な推進
- 5 外国人介護人材の受入推進
  - ※ 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 6 関係団体等と連携した取組の推進

## 骨子

第3節 NPO, ボランティア等の多様な活動の促進

第4節 県福祉人材・研修センターの充実等

## 第8章 計画の推進

第1節 計画の進行管理

- 1 計画における進行管理項目
- 2 円滑な進行管理に向けた取組

第2節 関係機関・団体等との連携

- 1 医師会等との連携
- 2 民生委員・児童委員, 社会福祉協議会との連携
- 3 地域の多様な主体との協働

第3節 推進体制の充実



■ 圏域編 ■

鹿児島圏域～奄美圏域(9圏域)

- 1 高齢者の状況
- 2 人口推計
- 3 要介護(支援)認定者(第1号被保険者)の推移
- 4 施設整備状況
- 5 サービス利用者等の見込み

■ 参考資料 ■

- 1 鹿児島県高齢者保健福祉計画作成の体制
- 2 鹿児島県高齢者保健福祉計画作成までの主な経緯



## 次期計画（第9期）の目標設定（案）について

## 1 現行計画（第8期）の目標達成見通し

第2章 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組

第3章 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保

第5章 介護給付等対象サービス基盤の充実

第7章 介護人材の育成・確保

A：達成 B：概ね達成 C：未達成

章	節	項目	目標項目	備考
2	2	市町村の推進体制	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、具体的なサービスの創出や、関係者間において具体的な協議の対応を行っている市町村数	C
			3	介護予防の推進
			「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	C
			通いの場等に医療専門職等を活用する市町村数	B
	4	介護保険制度におけるリハビリテーション提供体制の充実	地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、管内の介護サービス事業所の介護職員等に対し、リハビリ専門職等による助言等を実施している市町村数	C
5	在宅医療・介護連携の推進	訪問看護ステーション利用実人員（高齢者人口1,000人当たり）	A	
		退院調整率	C	
3	2	認知症予防の推進	「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	C
	4	認知症の人やその家族	認知症相談窓口を知っている県民の割合	C
			チームオレンジを整備した市町村数	B
5	7	介護給付等の適正化の推進	ケアプラン点検実施市町村数	B
			専門職による住宅改修の施工前点検の体制構築	B
7	2	介護人材の確保対策の推進	介護職員等処遇改善加算Ⅰの取得割合	A
			介護職員等特定処遇改善加算の取得割合	A
			介護サービス事業所ICT導入支援事業によるICT導入事業所数	A

## 2 次期計画（第9期）の目標（案）

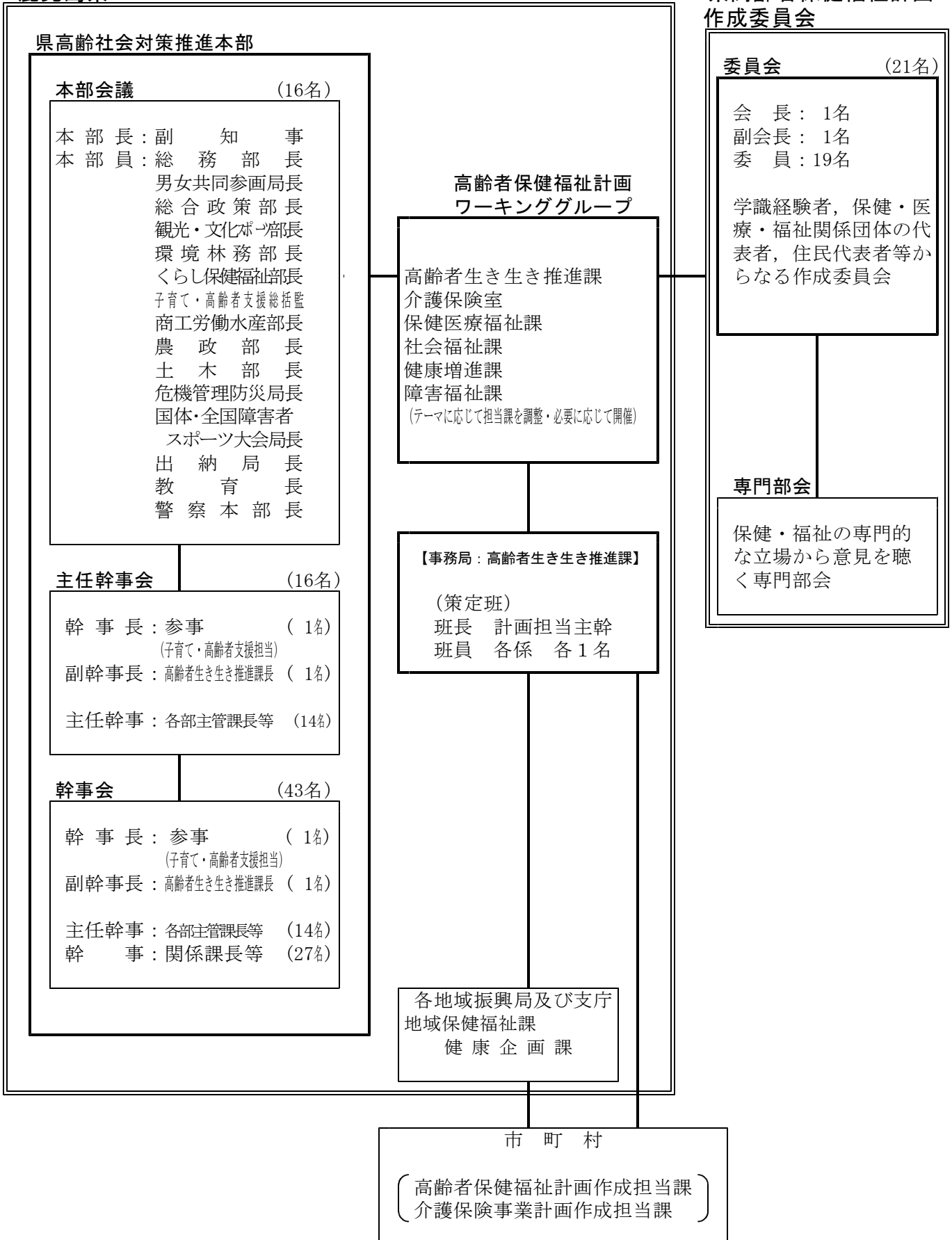
- 第1章 健康づくりと社会参加の推進
- 第2章 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組
- 第3章 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保
- 第4章 高齢者医療の適切な推進
- 第5章 介護給付等対象サービス基盤の充実
- 第6章 高齢者の快適で安全な生活の確保
- 第7章 介護人材の育成・確保及び介護現場の生産性向上

章	節	項目	目標項目	備考
2	1	地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた体制整備	総合事業の評価、見直しに取り組んだ市町村数	新規
			市町村の推進体制	地域ケア会議において地域課題を明らかにし、政策立案につなげている市町村数
	3	介護予防の推進	「週1回以上、毎回運動を実施する」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	継続
			「月1回以上」住民主体の通いの場に参加している高齢者の割合	継続
			通いの場等に医療専門職等を活用する市町村数	継続
4	リハビリテーション提供体制	地域リハビリテーション活動支援事業等により、リハビリ専門職等を活用している市町村数	継続	
5	在宅医療・介護連携の推進	訪問看護ステーション利用実人員（高齢者人口1,000人当たり）	継続	
		退院調整率	継続	
3	4	認知症の人やその家族への支援の充実	チームオレンジを整備した市町村数	継続
			認知症の人の社会参画の場づくりに取り組む市町村数	新規
			認知症サポーターの養成数	新規
5	7	介護給付等の適正化の推進	給付実績帳票を活用したケアプラン点検実施市町村数	継続
			専門職による住宅改修の施工前点検の体制構築	継続
7	2	介護人材の確保対策の推進及び介護現場の生産性向上	介護職員等処遇改善加算Ⅰの取得割合	継続
			介護職員等特定処遇改善加算の取得割合	継続
			介護サービス事業所ICT導入支援事業によるICT導入事業所数	継続
			介護ロボットを導入する事業所数	新規
3	NPO、ボランティア等の多様な活動の促進	介護人材確保ポイント事業のポイント交換者数	新規	

# 県高齢者保健福祉計画（第9期計画）の体制及びスケジュールについて

## 鹿児島県

## 県高齢者保健福祉計画 作成委員会



## 県高齢者保健福祉計画作成委員会専門部会における 協議について

### 1 開催時期（計2回）

○第1回専門部会：10月開催（日時未定）

(1) 計画の基本的方向について

（主な協議内容）

- ・介護人材の確保策，介護現場の生産性向上
- ・在宅サービスにおける訪問介護看護体制の充実
- ・その他，協議すべき事項

○第2回専門部会：11月開催（日時未定）

(1) 第1回専門部会での意見を踏まえた対応

(2) 第9期計画（素案）について

### 2 専門部会委員について

別案のとおり

鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会委員・専門部会

第9期作成委員会				専門部会
委員任期：令和3年7月1日～令和6年3月31日				
区分	所属団体名	役職名	氏名	
住民代表等	鹿児島県老人クラブ連合会	会長	吉村 敏行	
	鹿児島県民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 正人	
	認知症の人と家族の会 鹿児島県支部	会長	上妻 厚男	
	特定非営利活動法人 地域サポートよしのねぎぼうず	理事長	永山 恵子	
関係団体	鹿児島県医師会	常任理事	黒木 康文	左同
	鹿児島県歯科医師会	理事	有村 健二	左同
	鹿児島県薬剤師会	常務理事	沼田 真由美	
	鹿児島県看護協会	専務理事	今村 恵	左同
	鹿児島県栄養士会	会長	油田 幸子	
	鹿児島県理学療法士協会	会長	平名 章二	
	鹿児島県介護福祉士会	会長	田中 安平	
	鹿児島県社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	田崎 寛二 令和4年7月変更	県社協 地域福祉部長 古市 智子
	鹿児島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	石原 大吾	
	鹿児島県老人福祉施設協議会	会長	柿添 信義	左同
	鹿児島県老人保健施設協会	理事	川上 秀一 令和4年7月変更	左同
	鹿児島県介護支援専門員協議会	会長	來仙 隆洋	
学識経験者	鹿児島国際大学 福祉社会学部	教授	高橋 信行	左同
	鹿児島純心女子大学 看護栄養学部	教授	田中 みゆき 令和4年7月変更	
行政等	鹿児島県市長会	枕崎市長	前田 祝成 令和4年4月変更	南九州市長寿介護課長 福元 睦美
	鹿児島県町村会	瀬戸内町長	鎌田 愛人	龍郷町保健福祉課長 加藤 寛之
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	事務局長	松元 祐成 令和4年7月変更	
計			21名	県ホームヘルパー協会会長 松下 みゆき
				県子育て・高齢者総括監 岩田 俊郎

計 11名

鹿児島すこやか長寿プラン2024（県高齢者保健福祉計画）作成スケジュール（案）

年月	内 容	計画策定体制				議会	
		高齢社会対策推進本部		作成委員会			
		幹事会	本部会議	専門部会			
R4年度	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査						
R5年度							
7月	高齢社会対策推進本部幹事会 (7/12)	項目	素案				
	全国介護保険担当課長会議（国の基本指針（案）提示）（7/31）			●			
8月	市町村計画作成説明会（8/28）	作成					
9月	高齢者保健福祉計画作成委員会 (9/5)		提示			●	9月議会
	市町村計画ヒアリング	修正	作成				
10月	高齢者保健福祉計画作成委員会第1回専門部会					●	
11月	高齢者保健福祉計画作成委員会第2回専門部会					●	
12月	県議会における素案説明（環境厚生委員会における一般報告）	修正	提示				
	素案に係るパブリックコメント			修正			
2月	高齢者保健福祉計画作成委員会	最終確認	提示協議			●	3月議会
3月	高齢社会対策推進本部で新プラン決定			新プラン策定	●		